

山口県市町総合事務組合の財産処分について

山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から養護老人ホーム秋楽園組合が離脱することに伴い、次のとおり財産処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、市議会の議決を求める。

平成31年2月20日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

養護老人ホーム秋楽園組合に帰属させる財産は、次のとおりとする。

当該組合が、山口県市町総合事務組合同約（平成18年指令平18市町第815号）第3条第2号の事務を行うために納付した普通負担金及び特別負担金の額と、当該組合の職員に支給した退職手当の額に山口県市町総合事務組合負担金条例施行規則（平成18年規則第28号）第6条に規定する額を加算した額との差額